

平成十二年法務省令第九号

任意後見契約に関する法律第三条の規定による証書の様式に関する省令

任意後見契約に関する法律(平成十一年法律第五十号)第三条の規定に基づき、任意後見契約に関する法律第三条に規定する証書の様式に関する省令を次のように定める。

1 公証人は、任意後見契約に関する法律第三条の規定による証書を作成する場合には、公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第三十五条及び第三十六条の規定により記載すべき事項のほか、本人の出生の年月日及び本籍(外国人にあつては、国籍)を記載しなければならない。

2 公証人は、任意後見契約に関する法律第三条の規定による証書を作成する場合には、附録第一号様式又は附録第二号様式による用紙に、任意後見人が代理権を行うべき事務の範囲を特定して記載しなければならない。

3 前項の用紙は、公証人法施行規則(昭和二十四年法務府令第九号)第八条第一項の規定にかかわらず、日本産業規格A列四番の丈夫な紙とする。ただし、A列四番の紙に代えて、B列四番の紙とすることを妨げない。

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年二月二日法務省令第二号)

この省令は、平成十三年三月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年三月一六日法務省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年二月一六日法務省令第五一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附録第1号様式

Table with columns for '代理権目録' and '付した金銭信託(貸付信託)を含む。' containing various legal categories like A 財産の管理・保存・処分等に関する事項, B 金融機関との取引に関する事項, C 定期的な収入の受領及び費用の支払に関する事項, etc.

Table with columns for 'E 3 身分を定める申立て', 'F 1 保険に関する事項', 'G 1 証書の保管及び各種の手続に関する事項', etc., detailing specific legal actions and procedures.

Table with columns for 'L 4・1・2 民事訴訟法第55条第2項の特別授権事項', 'M 1 代理人・事務代行者に関する事項', 'N 1 以上の各事務に關連する事項', and '注1 本号様式を用いない場合には、すべて附録第2号様式によること。' etc.

附録第2号様式

代理権目録		
一、	何	何
一、	何	何
一、	何	何
一、	何	何
一、	何	何

- 注1 附録第1号様式を用いない場合には、すべて本号様式によること。
- 2 各事項（訴訟行為に関する事項を除く。）の全部又は一部について、故人の任意後見人が共同して代理権を行使すべき旨の特約が付されているときは、その旨を別紙（代理権の共同行使の特約目録）に記載して添付すること。
- 3 各事項（任意後見受任者が弁護士である場合には、訴訟行為に関する事項を除く。）の全部又は一部について、本人又は第三者の同意（承認）を要する旨の特約が付されているときは、その旨を別紙「同意（承認）」を要する旨の特約目録」に記載して添付すること（第三者の同意（承認）を要する旨の特約の場合には、当該第三者の氏名及び住所（法人の場合には、名称又は商号及び主たる事務所又は本店）を明記すること）。
- 4 別紙に委任事項・特約事項を記載するときは、本目録の記号で特定せずに、全文を表記すること。